

令和元年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和元年12月9日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について

議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 飯 澤 明 彦 君

副委員長 永 関 博 紀 君

委員 中 道 博 武 君

委員 多比良 和 伸 君

佐々木 政 幸 君
増 山 裕 司 君
北 谷 文 夫 君
辻 勲 君

高 田 浩 子 君
増 井 浩 一 君
沢 田 広 志 君
小 黒 弘 君
(議 長 水 島 美喜子)

○欠席委員 (0名)

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 湯 浅 克 己
総 務 部 長 熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者
総 務 課 長 東 正 人
総 務 課 副 審 議 監 板 垣 喬 博
市 長 公 室 課 長 安 原 雄 二
政 策 調 整 課 長 井 上 守
庁 舎 建 設 推 進 課 長 畠 山 秀 樹
庁 舎 建 設 推 進 課 副 審 議 監 徳 永 敏 宏
開 発 推 進 課 長 金 泉 敏 博
市 民 部 長 峯 田 和 興
市 民 生 活 課 長 増 井 稔 美
税 務 課 長 堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長 中 村 一 久
社 会 福 祉 課 長 齊 藤 隆 史
兼 子 ども 通 園 センター 所 長
介 護 福 祉 課 長 佐 藤 哲 朗
兼 ふ れ あ い センター 所 長
ふ れ あ い センター 副 審 議 監 松 原 明 美
経 済 部 長 福 士 勇 治
商 工 労 働 観 光 課 長 為 国 修 一
商 工 労 働 観 光 課 副 審 議 監 岩 淵 真 里 子
農 政 課 長 野 田 勉

建設部長	近藤 恭史
建設部技監	小林 哲也
兼土木課長	
土木課副審議監	岩崎 賢一
建築住宅課長	金丸 秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷 正人
病院事務局長	朝日 紀博
病院事務局審議監	
兼医事課長	山田 基
管理課長	為国 泰朗
管理課技師長	大内 文雄
経営企画課長	渋谷 和彦
地域医療連携課長	山川 和弘
研修管理室副審議監	森田 康晴
附属看護専門学校副審議監	細川 仁

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育長	高橋 豊
教育次長	河原 希之
学務課長	安田 貢
学務課指導主事	松田 安弘
社会教育課長	
兼公民館長	今崎 大三
兼図書館長	
スポーツ振興課長	佐々木 純人
学校給食センター所長	橘 加奈子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	熊崎 一弘
選挙管理委員会事務局次長	東 正人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	福士 勇治
農業委員会事務局次長	野田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	和泉 肇
事務局次長	川端 幸人

事 務 局 主 幹
事 務 局 係 長

山 崎 敏 彦
齊 藤 亜 希 子

開会 午後 1時59分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には飯澤明彦委員、同副委員長には永関博紀委員を指名いたします。

休憩 午後 2時00分

〔委員長 飯澤明彦君 着席〕

再開 午後 2時00分

◎開議宣告

○委員長 飯澤明彦君 直ちに議事に入ります。

○委員長 飯澤明彦君 本委員会に付託されました議案第2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算の16件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入を審査する方法で進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 個人情報保護条例の関係なのですが、特に新旧対照表の5ページの部分で個人情報に関することをより詳しくというか、今回は決めていくということなのですが、これは書かれていることが今までの個人という情報ということと今回ア、イとか(1)、(2)という形でよりふえていっているのですが、運用上、改正後で特に大きく変わっていくという内容についてお伺いをしたいと思うのですが。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回の条例の改正につきましては、行政機関の個人情報の法律が変わったということがございますけれども、これは個人情報につきまして、今まで何が個人情報なのだということがなかなか明記されていない部分もございました。そのようなこともございまして、法律の定義に個人情報の定義というのを明確化しまして、今回新たに個人識別符号という、要配慮個人情報という文言を追加して、個人情報は何であるかをより明確にしたということで、ただこれが今までとどう違うかということになりますけれども、この取り扱いについては明確化したということで、取り扱いについては変わるところはありません。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 はっきりと明記をしたと、個人情報がどういうものかを。それはわかるのだけれども、正直言ってこれを読み込んでいってもなかなかどういうことなのか、議員としては恥ずかしいことなのですが、わからないのです。そういう意味でこれまでとの運用が何か違うのかと話を聞いたのですけれども、わざわざこうやって特定をして、その定義をしっかりと定めていくというにはもう少し具体的なものがあって、今まで漏れていたものであったりとか今回はしっかりとこれが個人情報なのですよと言いあらわしているものがある気がするのですけれども、全くそれはこれまでと変わらないという解釈でよろしいのかどうか、もう一度お伺いします。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 済みません、取り扱いには変わりはないのですけれども、まず今回改正したものの中で、当然のことでありますけれども、氏名だとか生年月日もそうであるよということも明記いたしましたし、そのほかに電磁的記録というもの、これは今までもあったのですけれども、定義の中に追加いたしました。そのほかにも、ここで大きく言う個人識別符号という言葉が新たに出て、ここには書いてあるのですけれども、この中では規則で定めるとはなっておりますが、これは規則で定める具体的なものとなりますと、アの部分なのですけれども、身体の一部の特徴をデジタル情報化したものということをここには書いてございまして、規則でいうと指紋だとか声紋だとか手とか指の静脈というものも個人情報に当たるということを今度これは規則に規定いたします。次に、イというのがございすけれども、イにつきましては書いてあることは個人に提供される役務の利用だとか商品の購入に関し割り当てられた番号、符号でございすけれども、これも規則に定めるのですけれども、具体的に市でいいますとパスポートの番号だとか健康保険証の番号、基礎年金番号、また個人番号等になります。これらを明確化して、これは規則には定めることとなります。あと、次に第5号で要配慮個人情報がございますけれども、これにつきましては不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように特に取り扱いに配慮するということが明記したものでございます。ここに書かれている条例では人種だとか信条とか社会的身分というのがございすけれども、このほかに今度は規則で定めることとなるのですけれども、例えば身体障害、知的障害、精神障害であるということだとか、あとは健康診断の結果、特定健診の結果だとか保健指導等も個人情報として取り扱うこととなります。

今回明記したのは、いろいろな情報が進化していく中でいろいろなものが新たに出てきています。今私言いませんでしたけれども、DNAというものも個人情報として扱われるものなのですけれども、こういう状況に対応できるように明確化することと、今規則に定めるといものは、ほかにも政令というのが出されまして、政令に定めたものを規則に規定するということとなります。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も調べてみたのですけれども、特に個人識別符号というところがあります。今課長がおっしゃったようにDNAだとか顔だとか声紋だとか歩行の態様だとか手や指の静脈だとかというのが具体的なものになっていくようなのですけれども、ただそういうものを変換した符号だということです。何のことやら全然わからないわけです、ここ。実際これは砂川市に、そのうちそういうことがしっかりとなって、行政が持ち得る個人の情報ということになっていくのかもしれないというか、今現在はこういうものというのは実際砂川市に個人情報としてあるものなのですか。そこもお伺いします。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 これについては時代の変化によってこれまで想定してこなかったものも個人情報として扱うというのが一つございます。今DNAとかというお話も出ましたけれども、これは砂川市で今取り扱っているもの、これは個人ではないのですけれども、例えばパソコン等を起動するときにパスワードを入れるのですけれども、実は一部の機械では番号を入れないで静脈で動作するものもございます。これは市としてもその情報を使っておりますので、それは個人情報という位置づけでしてございます。先ほど言いましたけれども、今後いろいろな情勢の変化によって想定できますから、きちんと明記しておこうというものでございます。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回の改正で私たちが気をつけなければいけない、例えば町内会とかという組織になっていったときとかいろいろな意味で個人情報というのはこと連動していくということもよりあると思うのです。そんなときに今回の条例の一部改正で、例えば本当に気をつけていかなければいけないところというのがもしあるのであれば、前とほとんど一緒ですというのであればそれはそれで、その答えでいいのですけれども、その辺に関してはお伺いをしたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回改正して新たに規定したのもそうなのですが、もともと趣旨としましては個人情報というのは大切なもの、それが他に漏れないようにということでございますので、先ほど町内会さんのお話もございましたけれども、この取り扱いにつきましては今まで同様にそれぞれ気をつけて取り扱っていかうというものには変わりはありません。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回の改正によって、より気をつけなければいけないこととか、そういうことがあるのですかという私の質疑なのですけれども、個人情報を大事にしなければいけないというのは当然のことで私もわかっているのですけれども、この改正に伴ってそういう影響もあるのかなのか。これまでとほぼ一緒ですと、ただ個人情報というのを特

定をさらにしっかりとしたまでのことなのですか、その辺のことをお伺いをしていたのですけれども。

○委員長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、今回の条例については行政がどうするかというところの改正であります。委員さんおっしゃる個人情報の法律にかかわる部分については、基本的には趣旨変わっておりませんので、これまでと同様の取り扱いで、気をつけながら実務に当たっていただければと思っているところでございます。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは人勧のとおりだと思えるのですが、先ほどの提案説明でもう少しわかりやすく、期末手当に関しては0.05カ月分、私たちも一緒だと思うのですが、それでいいのだろうかと思うのですが、あと職員の給与の関係というのは、先ほどは市の平均で645円というお話があったのですが、これは大体どのくらいのものなのか、それから普通でいうと総括で聞くことなのだと思いますが、市全体での影響額ということもお伺いをしたいと思います。できれば病院のほうもわかればお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、影響額になりますけれども、これにつきましては給料月額、勤勉手当等改定したことによる影響額でございますが、市役所の職員につきましては総額で522万2,000円の増と見込んでございます。

○委員長 飯澤明彦君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 病院の関係の人勧の影響額でございますけれども、総額で言いますと給与費で3,213万1,000円となっております。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今市役所のほうの522万というのは、期末手当も、それから給与の関係も合わせてということでもいいのですか。ここだけ確認させてください。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 こちらにつきましては、給料と手当両方合わせた額になります。あと、もう一つ、共済費も入ってございます。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほど議会の中での黒議員の質問にも若干関連しているのですが、食中毒に関する事故です。黒議員の質問に対して砂川市で行う調理と食缶の2次洗浄の中での責任は砂川市にあるということで、それと上砂川町におきましては運搬の過程、学校到着時、食器の1次洗浄については上砂川町の責任なのかなと思ったのですが、この規約を見る限りこういった内容についての条項はないのですけれども、例えば砂川市の学校給食センターの作業が原因で上砂川町の学校で食中毒が発生した場合、損害賠償はどのようになるのか。先日委員会でも聞いたところ施設等の器具の買い換え等は食数割ということで聞いていたのですけれども、損害賠償については砂川市が全額負担するのか。そうすると市民の方々の負担もふえると思うのですけれども、その点について伺います。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橘 加奈子君 損害賠償についてのお尋ねですけれども、砂川市の学校給食センターの責任で食中毒が起きた場合には砂川市が損害賠償をすることとなりますけれども、これに対応するために新たに生産物賠償責任保険に加入する必要があります。これにつきましては上砂川町に提供する給食に対する保険料を上砂川町にご負担いただくようお願いいたします。

○委員長 飯澤明彦君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今伺いました損害賠償の取り扱いについてなのですが、砂川市の給食センターはもともと砂川市のみでということで作られております。今回初めて上砂川町から委託という形で、今後、先ほど話もありましたけれども、奈井江や浦臼等広域になってくる可能性があります。これからはリスク管理や協定、さまざまなことを想定した細かい取り決めが必要になってくると思うのですけれども、この損害賠償の取り決めについて規約で明文化したほうがよいのではないかと考えますが、伺います。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橋 加奈子君 リスク管理につきまして規約等で明文化したほうがいいのではないかというお尋ねですけれども、規約の第4条の2項で経費の額を協議により定めるとしておりました、これを根拠に詳しい内容は協定を結ぶことを想定しております。その中で損害賠償のような例外的な経費についても規定する予定でありますし、規定の第7条のほうで連絡会議等を通じて対応について十分協議、調整をして事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長 飯澤明彦君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 私からは1点、寄附の関係なのですが、必ずと言っていいほどご厚意、JAさんですとか、それからトマト農家さんだったりとか、いろいろなところから給食センターに毎年寄附が行われていて、その中で給食を配っておられるということはあるのですが、今後上砂川とか、さらに奈井江、歌志内になったときには砂川の寄附を砂川だけでということには恐らくならないと思うので、外にも寄附されたものが配食されるということにはなるのでしょうかけれども、逆を言うとほかのまちも毎年のようにそれぞれのまちでそういう行為が行われていたのかなとは思っているので、その辺の状況をつかんでいるところがあれば教えていただきたい。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橋 加奈子君 砂川の給食に対する生産者からのご寄附というお尋ねでしたけれども、具体的にはお米ですとかミニトマト、それからタマネギということになります。お米に関しましては、御飯を炊くところが上砂川町さんはいよだ製菓という同じところですし、それから上砂川町さんに関してはもともと砂川で生産されたお米を食べていただいておりますので、その点に関しては生産者の方の気持ちというか、趣旨には反しないという思いもございますので、一緒に食べていただくことになるとは思いません。それから、ミニトマトですとかタマネギですとか、一緒に食材として配食するので、それに関しましても一緒に食べていただくということになるとは思います。

それから、他町に関しては、上砂川に関しては特に毎回決まって生産者から寄附をいただいているということは今のところ聞いておりません。

○委員長 飯澤明彦君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 寄附なので、ここでどうこうというよりも生産者さんに伝わっていれば問題ないと思うのです。この砂川の子供たちのためと思って今まで寄附していたけれども、ほかのまちの人たちにも行くようになるのであれば、ひょっとしたらごめんなさいという話になるかもしれないし、どうぞみんなで砂川の宣伝だと思って食べてくださいというのであれば全く問題ないでしょうし、そのあたり慎重に取り扱っていただきたいと思っております。

あと、先ほど金銭面の話で材料の購入の話は市費でやっているから、ここで経費が浮い

た分は給食費には特に関係ないのだというお話がありましたけれども、それはそれでそういう仕組みなのだろうと理解したのですが、ということは行政のほうというか、給食センター運営に係るこれまでの市の予算がかからなくなるという認識でいいのですか。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橋 加奈子君 給食をつくる経費に関してのお尋ねですが、通常かかっている経常経費も食数がふえることによりまして、その分を上砂川にはご負担いただくことになっておりますので、砂川のほうも節減ができるというメリットはございます。

○委員長 飯澤明彦君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 実際の金額とかわかりますか。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橋 加奈子君 概算ですが、令和元年、今年度の経常費のベースで試算しますと、おおよそ1年間で730万程度の節減にはなるかと考えております。

○委員長 飯澤明彦君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 では、あとは730万円の使い道は市が考えるということでいいのですね。市としては経費がかからなくなってラッキーということで、それをどこかに、給食費や何かに転嫁するかどうかは市の考え次第ということでいいですか。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橋 加奈子君 今委員さんおっしゃるとおりの考えだと思います。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど総括でも聞いたのですけれども、今の多比良委員の質疑の中でもなのですけれども、一番最初に砂川市にとってメリットはと聞いたときに経費の削減と仕入れ単価の削減と言って、今の話でいくと上砂川町とで730万なのです。これは奈井江と浦臼も加わっていくと結構な金額になるはずなのです。ここで150食で730万ですから、その3倍以上はなっていくかと思うのです。それはあとは市の気持ちでそれをどうするかを決めるのだと、これは乱暴過ぎないかと私は思うのですけれども、先ほどの総括の話の中でそれと給食費とは関係ないのですと、別の会計ですみたいな話があったのですけれども、これはどういうことなのか聞かせてください。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橋 加奈子君 給食費は保護者の方から給食費を1食幾らということで納めていただいて、それで全て食材を買って給食を提供しているということになります。そのほか給食をつくるに当たっての例えば人件費だとか光熱水費、燃料費、それからその他施設管理に関するもの等々は市の一般会計で賄っておりますので、市で賄って

いる分に関してはもちろん食数に応じた負担をお願いしていますので、その部分に関しては砂川市としては節減になるということなのですが、給食費の食材に関しましては、極端な話をすれば業者さんで100食分の食材を買ってくれるところと1,300食の食材を買ってくれるところの単価は同じではないということなのです。なので、そういう部分では1人当たりの単価を、一つ一つの食材を安く仕入れていくことはできると考えます。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あとは心の中でうん、そうか、わかったかと思うしかないのかなと思うのですけれども、できれば給食費が上がるのを、ほかでもこれで抑えていただけたかということになれば、それは保護者たちも広域でやってよかったねという話になるかと思うので、市の考えの方向性で決まるのであるならば、私はできればそうしていただきたいと思えます。

それと、もう一点なのですけれども、例えば設備の関係、あるいは建物の関係、これはもう21年たっているのです。まだ新しいとはいえ21年たった給食センターですから、これから建物そのものも傷んでくる可能性もあります。そういうときには、総括の質疑での答弁は食数に応じて負担をしてもらうのだという答えがあったのですけれども、このところをもう少し詳しくお伺いしたいと思えます。

○委員長 飯澤明彦君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橘 加奈子君 施設ですとか設備も平成10年に改修いたしました20年以上過ぎており、設備につきましては大型の設備を平成27年から順次計画的に更新をしてきております。今後もそれはまだ続く予定で計画を組んでおります。それらにつきましても食数割で過去の分、平成27年度から更新したものについても上砂川町にはご負担をいただくことになっておりますし、今後もこういうことを計画していますからということをもっともちろんお話をし、負担をしていただくと。施設に関しましては、幸い大きな、本当の意味での大規模修繕はこれからになります。例えば屋根、外壁であるとか、屋上防水であるとか、照明のLED化ですとか、そういう大きな修繕も控えておりますということもお話をし、食数割の中でご負担をいただきたいとお話をさせていただいております。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

10ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 10ページの総務管理費についてなのですが、11ページになりますが、上砂川線バス運行に要する経費、そして滝川美唄線バス運行に要する経費、滝川奈井江線バス運行に要する経費について伺います。

先ほどの説明の中で砂川や上砂川、また滝川と分担して支払いをしているということでしたが、これについてはバスを残してもらうためのバスの赤字分の補填になるのでしょうか、伺います。

○委員長 飯澤明彦君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 ただいまの赤字路線バスの砂川、上砂川、滝川と分担しているということのバスを残すための赤字路線の補填かというお話なのですが、そのとおりでありまして、関係市町村で負担をしまして今赤字が生じている部分も考え合わせながらその路線を生かしている状況であります。

○委員長 飯澤明彦君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 過去3年ないしは5年の内訳について伺います。

○委員長 飯澤明彦君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 過去3年間の経費の補償金の額を申し上げます。平成30年度、上砂川線、94万2,790円、29年度、上砂川線、44万4,440円、28年度、上砂川線、31万370円。続いて滝川美唄線ですが、30年、137万4,785円、29年度、103万2,631円、28年度、111万7,478円。次に、滝川奈井江線ですが、30年度、130万8,892円、29年度、90万8,850円、28年度、138万7,553円となっています。

○委員長 飯澤明彦君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今内訳を聞いたところによると結構幅が、その年によって違うのかなという印象ですが、それについて伺います。

○委員長 飯澤明彦君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 北海道中央バス株式会社による運行の効率化によって経費の削減や合理化の取り組みをしておりますけれども、路線ごとに収支の状況が変わるので、大体このぐらいかかるという見込みは立てるのですが、軽油の値上がりですとか乗車分の見込みが少なかったりとか、そのようなことで上下しているというのが状況であります。

○市長 善岡雅文君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 この負担に関しては、いつまでとか、あとどういったルールでとか、今後についてどのような形になっているのか伺います。

○委員長 飯澤明彦君 市民生活課長。

○市民生活課長 増井稔美君 バス路線の今の現状についてはここ数年の話ではなくて、昭和50年以降車社会が到来しまして、店舗が大型化していき、郊外にできるように変わってきて、バスから車というような交通手段の変化がありました。近年は一家に1台の、また1人に1台の自家用車の普及や充実し、またそんな中人口減少などもありまして、複合的な問題があります。ただ、交通機関の利用者が減少していても、その運行経費を賄うために一部の路線で交通事業者に収支不足する部分の補填を国とそれぞれの路線が走っている市や町で行いながら運行を維持していただきたいというのが私たちの希望ではあります。ただ、いつまでもどんどん赤字がふえることをそのまま見過ごすわけにはいきませんので、バス会社とも、また近隣のまちともよく話し合いながら、関係市町が路線を維持し続けていく意向がある限り負担が続きますけれども、よく吟味しながら話し合いを続けていきたいと思えます。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、第2項徴税費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 飯澤明彦君 以上で本委員会に付託されました議案第2号から第5号、第8号、第6号及び第7号、第15号、第9号から第14号、第16号、第1号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

スムーズな進行、ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時51分

委 員 長